

2重要なことが充分な検討なく決定する議会

地方自治法第九十六条规定第一項第一号から第十五号まで議決事項が列挙されています。これ以外にも条例で報告され、議決は充分な検討もなく多数決で決定してしまうことが多いです。全員協議会は議長の招集で開かれ、議事を円滑に進めるための調整や、議会行事などについて話し合うためのもので、公開原則が適用されず、会議録にも記載されません。

二宮町議会では重要と考えられることが審議の場ではない全員協議会で報告され、議決は充分な検討もなく多数決で決定してしまうことが多いです。全員協議会は議長の招集で開かれ、議事を円滑に進めるための調整や、議会行事などについて話し合うためのもので、公開原則が適用されず、会議録にも記載されません。

3まちづくりの論点や争点がわかりにくい議会

委員会での審議も行政や請願・陳情者に説明を伺つことに時間が費やされ、議員間の議論が丁々発止で交わされることがありません。反対、賛成の立場から一部の議員が発言しますが、本会議上での討論は、ほとんど形骸化しています。ですから、傍聴者には論点や争点がわかりにくいです。

4政策提案に消極的な議会

議会で審議や質問されるものは行政が行うこと、行わないことについてのものがほとんどです。委員会で審議し、課題解決に向けた政策提案をすることがありません。

5町長と緊張ない議会

現町長は、本会議場で「行政と議会は一体になつて」というような発言を度々します。現行の地方議会は二元代表性であり、首長・執行機関と議会は、チェックアンドバランスを図りながら、共に自治体を運営するのが基本です。町長提出議案の追認機関に陥ることなく適正な緊張を保つことが必要です。

二宮町議会の問題点は、議員の資質の問題として片付けられるものではなく、住民の意思を代表するものとして選挙で選ばれた議員の合議機関として機能していない点に問題があります。

町の問題が表出する時期が遅すぎ

て適切な審議ができるなかつたり、議員の問題提起が一人の議員の質問で終わってしまって、討議ができるなかつたり、適切な審議のための情報不足であつたりします。

全国的な地域主権への動きが進ん

だ一方、住民の議会への不信は

がずりと並び、対峙して議員が座っています。議員同士が審議をする場になつていません。

こうした中で議会自らの様々な議会の公開」「議会の住民参加」「議会の運営」の三分野を中心に設門を設け調査し、二〇一一年二月に「地方議会改革の実像～あなたのまちをランクイン～」を発行しています。その中で上位三十議会のハ割が議会基本条例を制定していることが明らかにされています。議会基本条例は議会と首長・執行機関との関係、

会の公開

であります。

日本経済社・「日経グローカル」で

事例も出てきました。

高まり、全国的に「議会不要論」も出てきています。世界的にもインター

ネットで世論をつくり、政治を動かす

でいる一方、住民の議会への不信は

であります。

議会基本条例の策定段階から住民

の役割と責任を定めた議会の最高法規です。

議会と住民との関係、そして議員同士の関係をルール化し、議会と議員の役割と責任を定めた議会の最高法規です。

議会と首長・執行機関との関係、

は議会と首長・執行機関との関係、

議会と首長・執行機関との関係、

議会と首長・執行機関との関係、